

宮崎県発達障がい者支援計画の概要

1. 計画の趣旨・目的等

(1) 趣旨・目的

- 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るための計画
- 現行計画の計画期間（平成31年度～令和5年度）が満了することに伴い、平成28年に改正された発達障害者支援法における基本理念を踏まえて策定

(2) これまでの計画

- 発達障がい者支援体制整備計画（H21年度～H25年度）
- 発達障がい者支援計画（H26年度～H30年度）
- 発達障がい者支援計画（平成31年度～令和5年度）

(3) 計画期間

令和6年4月から令和11年3月まで（5年間）

(4) 計画の対象とする発達障がい・発達障がい者

計画の対象とする「発達障がい」「発達障がい者」は、発達障害者支援法における定義とする。

[発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条]

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2. 基本方針

(1) 基本理念

発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す

(2) 基本方針

- 年齢や生活環境の移り変わりに対応した、切れ目のない支援体制の構築
 - ・ 早期発見・早期支援
 - ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携
 - ・ 発達障害者支援センターの機能強化
- 発達障がいへの理解促進
 - ・ 関係機関と連携した広報・啓発活動のより一層の推進

(3) 計画の位置づけ

当計画は、「宮崎県障がい者計画」の発達障がい者支援の実施計画として位置づける。

3. 主な取組

(1) 全てのライフステージを通じた取組

- 早期発見・早期支援
 - ・ 地域の障がい児の発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの機能強化
- 発達障害者支援センターの機能向上
 - ・ センターの体制整備や地域ごとの支援体制整備に向けた市町村等への支援、事業所等の専門性を向上させる研修の実施
- 診断待ち・相談待ちの解消
 - ・ 発達障がいの診療・支援ができる人材の養成やかかりつけ医と専門医との連携体制の構築
- ライフステージを通じた一貫した支援
 - ・ 乳幼児期から成人期まで一貫性を持った支援を行うための体制整備

(2) 各ライフステージごとの取組

- 乳幼児期
 - ・ 保護者の気軽な相談窓口となるこども家庭センターや地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 身近な地域で療育支援が受けられる支援体制の整備や併行通園制度の利用促進等、市町村と連携した取組の実施
- 学齢期
 - ・ 管理職を含めた全ての教職員の特別支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研修の実施
 - ・ 放課後等デイサービス事業所等の職員向けの研修やペアレントメンターの活躍の場を広げるなどの学校外での支援の充実
- 成人期
 - ・ 発達障がい者の雇用事例の紹介や職場実習を実施するなど、事業所等の障がい者雇用に関する理解促進
 - ・ 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための拠点の整備

(3) 発達障がいへの理解促進

- ・ 広く一般県民に対して、発達障がいの特性の理解促進を図るとともに、企業や事業所等に対し、発達障がい者が社会参加する上で必要なハード面・ソフト面における配慮の提供を促進
- ・ 発達障がいに関するセミナー等の開催、発達障がいの特性理解のためのパンフレット作成等による当事者、保護者、支援者等への広報啓発の推進

4. 主な成果目標、活動指標

(1) 全てのライフステージを通じた取組

[成果目標]	現状 (令和3年度)	目標 (令和10年度)
「育てにくさ」を感じる保護者のうち、相談先を知っているなど、何らかの解決策を認識している保護者の割合	81.4%	95%
[活動指標]	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
こども家庭センター設置市町村数	—	26
発達障害者支援センターによる相談支援	3,874	3,900
発達障害者支援センターによる専門性向上研修受講者数	181	500
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	94	150
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研	87	105
発達障がい者の相談窓口を設置している市町村数	5	26
かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修受講者数	165	200
発達障がい者支援地域協議会の開催	2	2
基幹相談支援センターの設置市町村数	21	26
言語訓練を実施している市町村数	19	26
障がい児保育に関する研修修了者数	1,885	3,300
ペアレントメンターの人数	131	250
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（市町村数）	14	25
相談支援ファイルを活用している市町村数	11	増加
強度行動障がい支援者養成研修受講者数	251	400
思春期精神保健診療相談件数	25	増加
就労支援セミナー受講者数	392	500
事業所及び企業向け理解促進セミナー参加者数	34	100
地域生活支援拠点等の設置箇所数	14	26

(2) 発達障がいへの理解促進

[成果目標]	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
発達障がいへの理解があると思う県民の割合	74.3%	80%
[活動指標]	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
保護者向けハンドブックを配布している市町村数	11	26